

# 分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会  
No.121 2015. 4. 11  
発行責任者 松本 幸一  
編集責任者 教 宣 部

## 丹藤助役！！口頭での作業指示ミス！！ これも非違行為ですよね！！

4月2日、大阪仕業検査車両所の夜勤の出勤点呼時に丹藤助役は、パンタグラフ点検の編成を「X8」と言うべきところ「S8」と間違っで口頭で作業指示しました。

社員が疑問の声を上げたので間違えに気付き「X8」と訂正しました。

**皆さん！「こんなことの何が問題だ？」と思われるでしょう。**

**そうです。些細な事です。**

**しかし、このようなことを現場社員が行ったらどうでしょうか？**

## 社員のミスは非違行為として報告され、 ボーナスカット理由となる！！

例えば私達が「喚呼の言い間違い」、「検査の順番の間違い」、「チェックシートの編成の間違い」、「日付の間違い」をしたとします。どんな些細なことであっても、訂正したことであっても現場管理者が5W1Hで報告することが非違行為とされ、ボーナスカットの事象とされます。

私達はチクリ合うことが「良い」とは思いません。しかし、一方的に「重箱の隅をつつく」ような監視労働も「良い」とは思いません。

私達は現場の状況を広く訴え、明るく元気に働ける職場環境を作っていきます！！